

## 議案第65号

### 損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、議決を求める。

#### 1 当事者

甲 住所 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

名称 鶴ヶ島市

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

乙 住所 (略)

氏名 (略)

#### 2 事故の概要

令和6年4月29日午前10時頃、鶴ヶ島市立栄小学校において、同校の学校応援団の団員が刈払機で除草作業をしていたところ、当該刈払機が跳ね上げた石が駐車場に駐車していた乙所有の自家用自動車の右側面に当たり、破損させたものである。

#### 3 和解条項

(1) 本件事故の甲の過失割合を100パーセントとし、甲は乙に損害賠償金として、金1,152,234円を支払う。

(2) 和解成立後、本件に関しては、異議を申し立てない。

令和6年8月27日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

#### 提 案 理 由

損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、この案を提出するものである。